

つちはし事務所通信

発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2010年4月1日

4

April
2010



注目トピックス 年金確保支援法の法案が国会に提出されました

将来、無年金・低年金になるおそれのある人を救済するため、「国民年金法」「確定拠出年金法」を改正する法律案が3月5日、国会に提出されました。概要をご紹介します。

国民年金法の一部改正

国民年金保険料の納付可能期間を延長する(2年 10年)

保険料を払っていないと、今は「2年間」しかさかのぼって保険料を払えませんが、それを「10年間」まで可能にする改正です。ずっと自営業で、年金を払っていなかったことに50歳を過ぎてから気付いた場合など、今は将来「無年金」になってしまいますが、この法案が通れば、10年分追納して、計25年保険料を支払い、将来年金をもらうことも可能になります。〔平成23年10月までに施行予定〕

年金記録訂正により、第3号被保険者の「保険料納付済期間」が減らないようにする

第3号被保険者期間(サラリーマンの妻など、保険料を払わなくても、払っているように取り扱いがされる)と重なる第2号被保険者期間(会社員など、厚生年金保険料を支払っている期間)が新たに判明し、年金記録が訂正された場合など、今までは、第2号被保険者期間のあとの第3号被保険者期間は、「保険料を支払っていない」期間とされてしまいましたが、今後は、「保険料を支払った期間」として取り扱われるようにする改正です。〔公布の日から施行予定〕

任意加入者も国民年金基金へ加入が可能に

将来の年金額を増やすため、60歳から65歳までの間に任意加入した人は、今の制度では国民年金基金への加入できませんが、それが可能になります。国民年金基金にも入ることで、将来の年金額を増やすことができます。〔公布日から2年以内に施行予定〕

確定拠出年金法の一部改正

加入資格年齢を「60歳」から「65歳」に上げる

企業の雇用状況に応じた柔軟な制度運営を可能にするため、確定拠出年金に加入できる人の範囲を広げます。〔公布日から2年6月以内に施行予定〕

従業員も拠出金を払うことができるようにする

従業員拠出(マッチング拠出)が可能になります。ただし、会社と社員の拠出額の上限は51,000円で、社員は会社の拠出金以上の額は出せないなど、制限はあります。〔平成24年1月から施行予定〕

加入者の住所情報が住基ネットからとれるようになります

退職後、住所が分からなくなってしまう、企業年金を結局支払えなかった、ということをなくす狙いです。〔平成23年4月から施行予定〕

厚生労働省は、平成 22 年 2 月 17 日に「毎月勤労統計調査(平成 21 年分結果確報)」を発表しました。また、総務省は、同年 2 月 22 日に「労働力調査(平成 21 年平均結果の概要)」を発表しました。いずれも、昨年の厳しい雇用情勢を反映する結果となっています。

毎月勤労統計調査(平成 21 年分結果)の概要

調査結果のポイント

- ・現金給与総額は、3年連続の減少
- ・所定外労働時間は、2年連続の減少
- ・常用雇用は、6年連続の増加

平均月間現金給与総額は、前年比 3.8%減の 315,294 円となりました。

現金給与総額のうち、きまって支給する給与は 2.1%減の 262,357 円、所定内給与は 1.3%減の 245,687 円、所定外給与は 13.5%減の 16,670 円、特別に支払われた給与は 11.8%減の 52,937 円となった。実質賃金は、前年比 2.5%減となりました。

平均月間総実労働時間は、前年比 2.9%減の 144.4 時間と、3年連続の減少となりました。総実労働時間のうち所定内労働時間は 1.9%減の 135.2 時間、所定外労働時間は 15.2%減の 9.2 時間となりました。製造業の所定外労働時間は、32.2%減の 10.5 時間となりました。

なお、年間の総実労働時間は 1,733 時間(規模 30 人以上では 1,768 時間)となりました。

常用雇用は、前年比 0.2%増と 6年連続の増加となった。このうち、一般労働者は 0.9%減、パートタイム労働者は 2.8%増となりました。

労働力調査(平成 21 年分結果)の概要

調査結果のポイント

- ・完全失業率は 5.1%と、前年に比べ 1.1 ポイント上昇(上昇幅は過去最大)
- ・完全失業者は 336 万人と、前年に比べ 71 万人増加(増加幅は過去最大)
- ・就業者は 6,282 万人と、前年に比べ 103 万人減少(減少幅は過去最大)

非正規の職員・従業員は平成 15 年以降で初めて減少。派遣社員は前年に比べ 32 万人減少となりました。

「勤め先や事業の都合」による短時間就業(週 35 時間未満)者は 286 万人と、前年に比べ 80 万人増加。また、「勤め先や事業の都合」による休業者は 32 万人と、前年に比べ 10 万人増加となりました(増加幅は過去最大) 失業期間「3か月以上」の完全失業者は 214 万人と、前年に比べ 48 万人増加となりました(増加幅は過去最大) 15~24 歳で最終学歴が「高卒等」の完全失業率は 14.2%となりました(過去最高)

前職が正規の職員・従業員の完全失業者は、前年に比べ 22 万人増加となりました(増加幅は過去最大)

非労働力人口のうち「今の景気や季節では仕事がありそうにない」ため求職活動をしなかった就業希望者は 26 万人と、前年に比べ 15 万人増加となりました。



あとがき つちはし事務所より

成立時期が目目されていた改正雇用保険法ですが、年度末 3 月 31 日の参議院本会議で可決(投票総数 228 賛成 150、反対 78)しました。雇用保険料率は平成 21 年度と比較して引上げとなっています。(一般の事業で 1000 分の 15.5、うち事業主負担率 1000 分の 9.5、被保険者負担率 1000 分の 6)。先月お知らせした健康保険料、介護保険料の値上げも、翌月控除の事業所では、今月の給与から改定となります。ご注意ください。

また、改正法では雇用保険の適用基準を 6ヶ月以上の雇用見込みから、31日以上雇用見込み(ただし、週所定労働時間 20 時間未満の方を除く)に緩和し、適用範囲が拡大されます。今まで、雇用保険の対象でなかった方も、雇用保険の適用になりますので、社内に該当者がいないかご確認ください。まだ、官報にも出ていませんので詳しい内容が分り次第ご案内します。

新しい年度が始まり、異動や入退社の多い時期となります。今月は手続きをさせていただいているお客様には入社・退社手続依頼書をお送りします。そちらを使っての連絡、よろしくお願いいたします。